

○千葉県県立青少年自然の家の管理等に関する条例

平成十九年十月十九日条例第五十四号

改正

平成二一年 七月一七日条例第六三号

平成二五年一二月二六日条例第六四号

平成三〇年一二月二八日条例第六一号

令和 二年一〇月二〇日条例第四三号

千葉県県立青少年自然の家の管理等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、千葉県立手賀の丘青少年自然の家、千葉県立水郷小見川青少年自然の家、千葉県立君津亀山青少年自然の家及び千葉県立鴨川青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による管理)

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第二十一条の三に規定する目的を効果的に達成するため、青少年自然の家の管理を指定管理者に行わせるものとする。

(業務の範囲)

第三条 指定管理者が行う業務の範囲は、教育機関設置条例第二十一条の五に規定する業務（これらの業務に關し必要な利用の許可を含む。）とする。

(管理の基準)

第四条 青少年自然の家の管理の基準については、千葉県教育委員会規則で定める。

(職員)

第五条 指定管理者が青少年自然の家の管理を行う期間に限り、教育機関設置条例第二十五条の規定にかかわらず、当該青少年自然の家に同条の職員を置かないことができる。

(利用料金)

第六条 青少年自然の家を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の支払の時期)

第七条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

(利用料金の免除)

第八条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第九条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会による管理)

第十条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第二条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該青少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該青少年自然の家を利用しようとする者は、第六条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合における第七条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第七条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第六条第三項」とあるのは「第十条第二項」とする。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税

の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他知事が定める場合において、青少年自然の家の施設で知事が定めるものに係る使用料については、第二項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。

7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

8 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一少年自然の家の項中手賀の丘少年自然の家施設使用料の目、水郷小見川少年自然の家施設使用料の目及び君津亀山少年自然の家施設使用料の目を削る。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第六十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）

附 則（令和二年十月二十日条例第四十三号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第四項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第六条第三項）

利用料金 の名称	区分		単位	額の範囲
手賀の丘 青少年自 然の家施 設利用料	宿泊施設	一般	一人一泊につき	八百三十円以内
		児童生徒等	一人一泊につき	三百円以内
	多目的ホール	一般利用	一時間につき	二千二百三十円以内
	和室	一般利用	一室一時間につき	二百円以内
	創作室（一）	一般利用	一時間につき	五百五十円以内
	創作室（二）	一般利用	一時間につき	四百十円以内
	体育館	一般利用	一時間につき	六百八十円以内
	キャンプ用テント	一般利用	一張り一泊につき	三百円以内
	プラネタリウム	一般	一人一回につき	二百円以内
水郷小見 川青少年 自然の家 施設利用 料	宿泊施設	一般	一人一泊につき	八百三十円以内
		児童生徒等	一人一泊につき	三百円以内
	研修室（大）	一般利用	一時間につき	五百十円以内
	研修室（中）	一般利用	一時間につき	四百十円以内
	和室（大）	一般利用	一時間につき	三百円以内
	和室（小）	一般利用	一室一時間につき	百五十円以内
	オリエンテーショ ン室	一般利用	一時間につき	千二百五十円以内
	創作室	一般利用	一時間につき	三百円以内
	体育館	一般利用	一時間につき	六百八十円以内

	キャンプ用テント	一般利用	一張り一泊につき	三百円以内
	プラネタリウム	一般	一人一回につき	二百円以内
君津亀山 青少年自 然の家施 設利用料	宿泊施設	一般	一人一泊につき	八百三十円以内
		児童生徒等	一人一泊につき	三百円以内
	研修室	一般利用	一時間につき	千二百八十円以内
	和室研修室	一般利用	一時間につき	四百四十円以内
	創作室	一般利用	一時間につき	八百六十円以内
	体育館	一般利用	一時間につき	六百八十円以内
	キャンプ用テント	一般利用	一張り一泊につき	三百円以内
	プラネタリウム	一般	一人一回につき	二百円以内
鴨川青少 年自然の 家施設利 用料	宿泊施設	一般	一人一泊につき	八百三十円以内
		児童生徒等	一人一泊につき	三百円以内
	研修室（一）	一般利用	一時間につき	五百五十円以内
	研修室（二）	一般利用	一室一時間につき	二百六十円以内
	研修室（三）			
	研修室（六）			
	研修室（七）			
	研修室（八）			
	研修室（九）			
	研修室（十）			
	研修室（四）	一般利用	一室一時間につき	四百十円以内
	研修室（五）			
	研修室（十一）	一般利用	一室一時間につき	三百四十円以内
	研修室（十二）			
	会議室	一般利用	一時間につき	百八十円以内
	オリエンテーショ ン室	一般利用	一時間につき	二千二百六十円以内

創作室	一般利用	一時間につき	二百六十円以内
視聴覚室	一般利用	一時間につき	三百七十円以内
トレーニングルーム	一般利用	一時間につき	千七百七十円以内
体育館	一般利用	一時間につき	六百八十円以内
キャンプ用テント	一般利用	一張り一泊につき	三百円以内

備考

- 一 一般とは、十八歳以上の者（高等学校の生徒及びこれに相当する者として知事が定める者を除く。）をいう。
- 二 児童生徒等とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者並びに幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）をいう。
- 三 一般利用とは、一般が利用することを目的とする場合をいう。